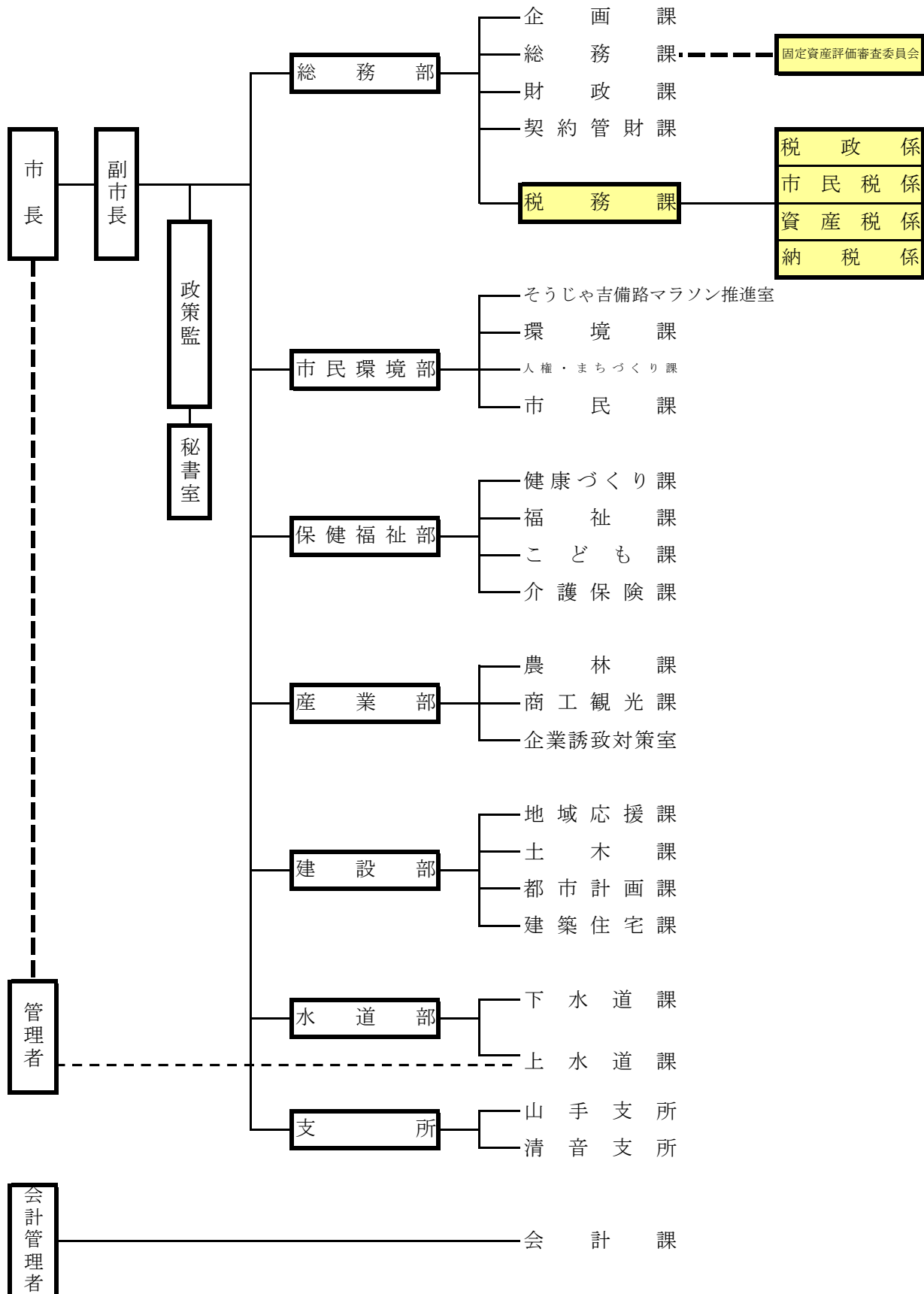


## 2 税務行政機構等 (4月1日現在)

(1) 行政機構図 (市長部局)



## (2) 税務課の事務分掌(4月1日現在)

課名	係名	事務分掌
税務課	税政係	(1) 税務行政の調整及び税制に関すること。 (2) 市税に係る証明に関すること。 (3) 軽自動車税, 市たばこ税, 鉱産税及び入湯税の賦課等に関すること。 (4) 軽自動車税及び市たばこ税の納期限の延長に関すること。 (5) 軽自動車税, 市たばこ税及び鉱産税の減免に関すること。 (6) 原動機付自転車等の標識交付に関すること。 (7) 課の庶務及び課内他係に属しないこと。
	市民税係	(1) 市民税及び国民健康保険税の所得調査に関すること。 (2) 市民税及び国民健康保険税の賦課等に関すること。 (3) 市民税及び国民健康保険税の納期限の延長及び減免に関すること。
	資産税係	(1) 固定資産税, 都市計画税及び特別土地保有税の賦課等に関すること。 (2) 固定資産税, 都市計画税及び特別土地保有税の納期限の延長及び減免に関すること。 (3) 土地, 家屋及び償却資産の評価に関すること。 (4) 土地課税台帳, 家屋課税台帳及び償却資産課税台帳等の整備及び縦覧に関すること。 (5) 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関すること。
	納税係	(1) 納税思想の啓発に関すること。 (2) 過誤納金の還付及び充当に関すること。 (3) 市税等の収納, 催促及び滞納処分に関すること。 (4) 市税等の徴収等の整理に関すること。 (5) 税の徴収の嘱託及び委託に関すること。

(3) 職別職員数(4月1日現在)

単位：人

区 分	課 長	主 幹	課長補佐	係長	主査・主任	主 事	計
税 務 課	1	1					2
税 政 係				1		3	4
市 民 税 係			1		1	5	7
資 産 税 係				1	3	2	6
納 税 係			1		4	1	6
計	1	1	2	2	8	11	25

(4) 税務職員の割合等(4月1日現在)

単位：人

区分 年度	職員定数 人	税務職員数			
		職員数 人	割合 %	一人当たり	
				人 口 人	面 積 km <sup>2</sup>
21	723	25	3.46	2,609	8.2
22	723	25	3.46	2,698	8.5
23	723	25	3.46	2,692	8.5
24	723	26	3.60	2,599	8.2
25	723	25	3.46	2,703	8.5
平成25年4月1日(実数)	556				

(5) 市税の徴収に要する経費

単位:千円

年度		20	21	22	23	24	
区分							
税収入額	市税 (A)	8,647,374	8,058,561	7,880,413	7,981,186	7,850,280	
	個人の県民税	2,050,802	1,992,313	1,784,977	1,744,129	1,869,053	
	計 (B)	10,698,176	10,050,874	9,665,390	9,725,315	9,719,333	
徴収費	人件費	給料	81,859	82,179	77,688	71,201	80,816
		諸手当	58,052	52,140	46,799	40,744	46,237
		(1)時間外勤務手当	15,548	11,992	11,511	9,294	8,975
		(2)税務手当	124	96	153	65	44
		(3)その他の手当	42,380	40,052	35,135	31,385	37,218
		その他	22,981	25,638	25,277	24,515	27,101
		小計 (C)	162,892	159,957	149,764	136,460	154,154
	物件費	旅費	196	5	251	134	93
		賃金	16,603	12,072	9,225	12,979	11,938
		その他	40,211	70,467	58,607	34,402	29,208
		小計	57,010	82,544	68,083	47,515	41,239
	諸費	前納報奨金	5,735	0	0	0	0
		納税組合奨励金	0	0	0	0	0
		たばこ販売(協)補助金	0	0	0	0	0
		その他	4,540	7,731	9,167	17,749	13,221
		小計	10,275	7,731	9,167	17,749	13,221
	その他	37	0	37	36	73	
	計 (D)	230,214	250,232	227,051	201,760	208,687	
	県民税 徴収委託費	通知書を基準とした額	130,544	105,005	104,640	95,540	97,026
		徴収額を基準とした額	0	314	378	0	0
		県民税前納報奨金	0	0	0	0	0
		計 (E)	130,544	105,319	105,018	95,540	97,026
	(D) - (E)	(F)	99,670	144,913	122,033	106,220	111,661
	税収入額に 対する徴収 費の割合	(D) ÷ (B) %	2.2	2.5	2.3	2.1	2.1
		(F) ÷ (A) %	1.2	1.8	1.5	1.3	1.4
	税務職員数	吏員 人	26	25	25	25	26
		その他の職員 人	0	0	0	0	0
計 (G) 人		26	25	25	25	26	
職員一人当たりの人件費 (C) ÷ (G)		6,265	6,398	5,991	5,458	5,929	
人口一人当たりの徴収費 (D) ÷ 人口 円		3,382	3,689	3,367	2,998	3,088	
世帯当たりの徴収費 (D) ÷ 世帯 円		9,539	10,321	9,323	8,212	8,379	

※税収入額は未還付金を含む額